

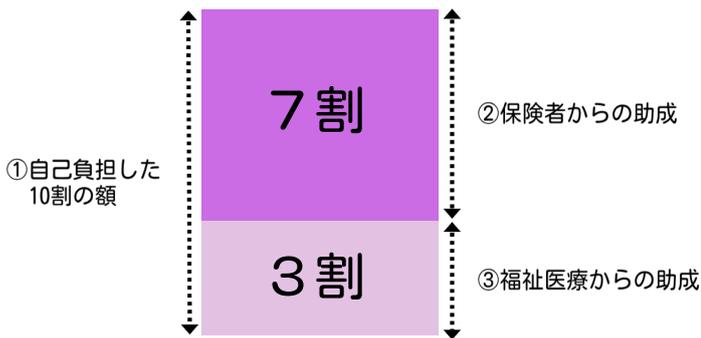


治療用装具の申請について

福祉医療受給資格者証をお持ちのかたが、治療用装具を作成した場合（医師が治療に必要と認めたもの）、助成の対象となります。

対象者は、いったん10割を負担した後、加入している保険者とけんこう課の2か所で申請することで、それぞれから助成を受けることができます。

支給イメージ【自己負担割合が3割負担のかたの場合】



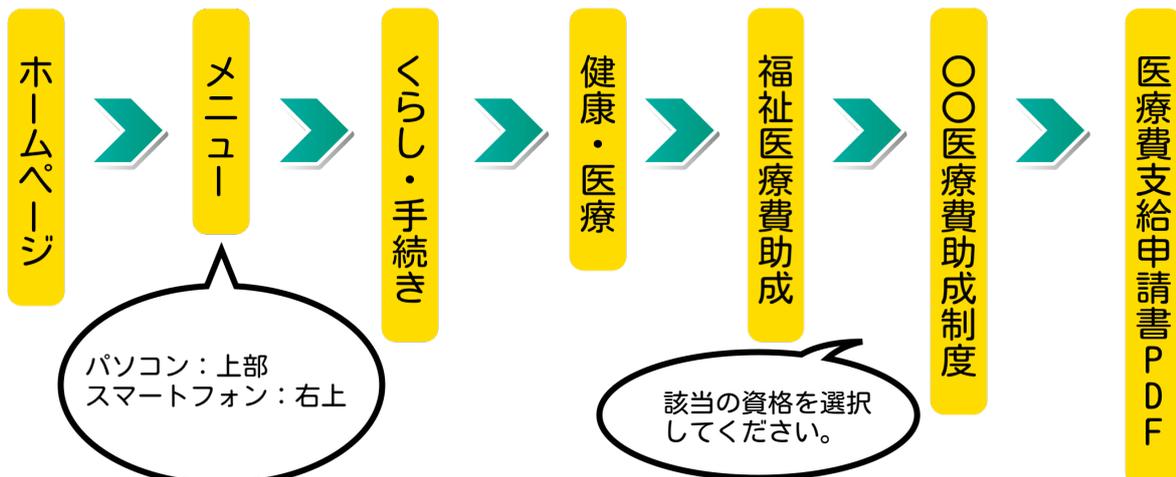
- ①いったん10割を負担します。
- ②加入している保険者に申請することで保険者負担分（7割）が療養費として支給されます。
- ③坂出市けんこう課福祉医療に申請することで自己負担額（残りの3割）が支給されます。

申請に必要なもの

- 医療費支給申請書（※）
- ご加入の健康保険からの支給決定通知書
坂出市国民健康保険、香川県後期高齢者医療保険のかたは、不要です。
- 領収書（写し可）
- 医師の証明書（写し可）

※医療費支給申請書はけんこう課12番窓口にてお渡しいたします。

事前にご用意いただく場合は、坂出市のホームページよりダウンロードが可能です。



申請手続きの流れ

坂出市国民健康保険、香川県後期 高齢者医療保険に加入のかた

1. けんこう課 10・11 番窓口で申請
※加入している健康保険と福祉医療へ同時に申請が可能です。
2. 申請月の2か月後に保険者から保険者負担分を支給
3. 保険者の支給から1か月以内に福祉医療から自己負担分を支給

左記以外のかた (社会保険や共済保険に加入等)

1. 加入している保険者へ申請
※領収書、医師の証明書(治療用眼鏡の場合は作成指示書)の写しを必ずとっておいてください。福祉医療への申請に必要です。
2. 保険者から支給時、支給決定通知書が届く
3. 坂出市けんこう課 12 番窓口で申請

【持参していただくもの】

- 1の写し
 - 2の支給決定通知書
4. 坂出市けんこう課へ申請後、1か月前後に支給

その他注意点

- 治療用装具の種類によっては負担額全額が助成の対象とならない場合があります。
- 高額療養費を除いた自己負担分が対象です。高額療養費は加入している健康保険から支給されますので、ご加入の健康保険にて所定の手続きを行ってください。
- 社会保険、共済保険等への申請については、ご加入の保険者へお問い合わせください。
- 保育所・幼稚園・こども園・学校等でのケガによるものは対象となりません。
- その他、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡をお願いいたします。



【お問い合わせ先】

坂出市けんこう課 保険医療係
〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号

☎0877-44-5006(内線315)